

# 青少年を有害環境から守り 健全な育成を願うために…

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」  
により

青少年に有害な図書等の  
販売・陳列方法が定められています。

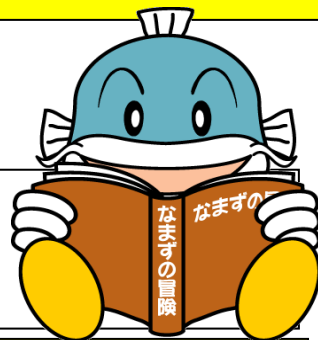
## 有害図書等の販売等の制限（条例第11条の2）

図書等(※)の販売または貸付、閲覧または視聴を業とする方は…  
(※)「図書等」には、ビデオ・DVD・ゲームソフト等も含まれます。

- 青少年に有害図書等を販売または貸付、閲覧または視聴をさせてはいけません。  
これに違反した場合は、30万円以下の罰金が課されることがあります。

### 有害図書等とは？

個別指定図書等…知事が個別に指定したもので通知はがきでお知らせしています。  
包括指定図書等…知事の指定がなくとも、次の条件を満たすもの。



○全裸または半裸での卑猥な姿態で、次のいずれかに該当するもの(陰部を覆い、ぼかし、または塗り潰したものを含む)の描写・撮影した図画・または写真を掲載するページ(表紙含む)の数が20ページ以上か総ページ数の5分の1以上であるもの。またはこうした場面が3分を超えるか、場面数が20以上のもの。

- ・大たい部を開いた姿態 ・陰部・でん部または女性の胸部を誇示した姿態
- ・自慰の姿態 ・愛ぶの姿態 ・排せつの姿態 ・緊縛の姿態

○性交またはこれらに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・男女間の性交または性交を連想させる行為 ・強姦その他りよう辱行為
- ・同性間の性行為 ・変態性欲に基づく行為

条例に関するお問い合わせは…  
滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課  
虐待・非行防止対策係 TEL 077-528-3551

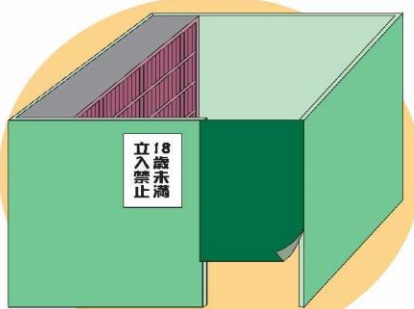


# 有害図書等の陳列方法等 (条例第11条の3・施行規則第2条の2)

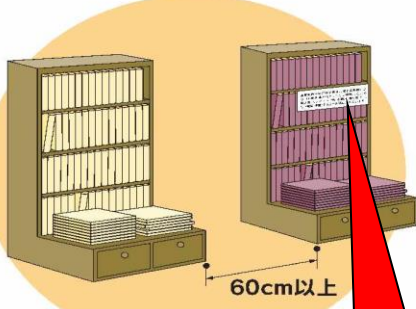
図書等の販売または貸付、閲覧または視聴を業とする方は…

○ 次のいずれかの方法により、有害図書等を他の図書等と区別して、かつ店舗内の従業員等が常駐する場所から容易に監視することが出来る場所に陳列しなければなりません。

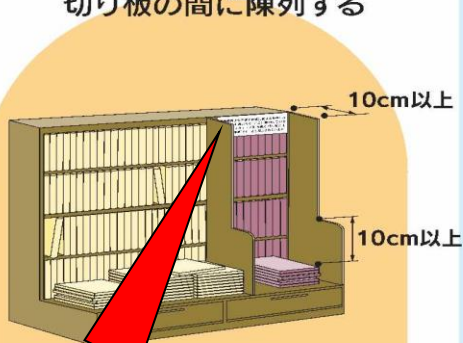
**1** 間仕切りされた場所に陳列する



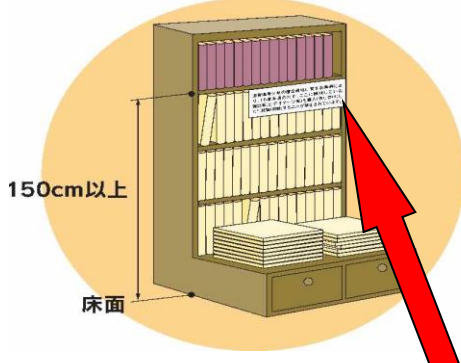
**2** 陳列棚を他の棚と60cm以上離す



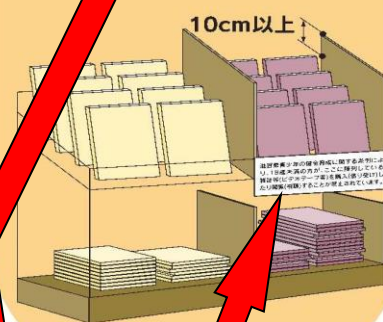
**3** 10cm以上張り出す仕切り板(透視できないもの)と仕切り板の間に陳列する



**4** 150cm以上の高さに背立てで陳列する



**5** 図書等の販売または貸付けを業とする方が1から4ができない場合はビニール包装やひも掛け等を行う



○ 更に有害図書等の陳列場所には、見やすい箇所に容易に判読できる大きさの文字で青少年が購入や閲覧などができない旨を掲示しなければ

## 掲示の一例

「滋賀県青少年の健全育成に関する条例により、18歳未満の方がここに陳列している雑誌等(DVD等)を購入(借受)したり、閲覧(視聴)することが禁止されています」

これらに違反すると、知事が改善勧告をし、この勧告に従わない場合には改善命令が出されます。更にこの命令に従わない場合には、30万円以下の罰金が課されることがあります。



**青少年に有害図書を見せない!売らない!!持たせない!!!**